

「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」

第3回議事概要

日 時：平成27年6月25日（木）10：00～12：00

場 所：総務省 10階共用会議室2

出席者：辻座長、斎藤座長代理、奥谷委員、北島委員、西村委員、星野委員、山崎委員、山下委員

幹 事：佐々木自治行政局長、時澤大臣官房審議官、宮地行政課長、篠原住民制度課長、上仮屋外国人住民基本台帳室長、小宮市町村課長、加松公務員部公務員課長、大村自治財政局公営企業課長、大沢自治財政局準公営企業室長、原自治財政局財務調査課長

事務局：福田行政経営支援室長、小牧行政経営支援室課長補佐、西畠行政経営支援室課長補佐、村上行政経営支援室課長補佐、仁井谷財務調査課課長補佐

【議事次第】

- (1) 開会
- (2) 国の独立行政法人制度改革を踏まえた改正について
- (3) 公立大学法人に関する地方自治体からの要望について
- (4) 閉会

【意見交換（概要）】

国の独立行政法人制度改革を踏まえた改正について

- 設立団体の長と評価委員会との関係について、自治体の裁量で意見聴取等の手続を追加することに問題はないか。
 - 法律の範囲内で、法律で規定されていること以外の手続について追加することは、自治体の裁量として認められる。

- 公営企業型地方独法については、料金が含まれているため、中期計画の変更にあたり議会の議決が必要とのことだが、料金の改定を伴わない中期計画の変更について議決は不要か。
 - 公営企業型地方独法の中期計画については、料金を踏まえた上で計画が定められているものと考えられるため、たとえ料金の改定がなくとも、その変更にあたっては引き続き議会の議決が必要となる。

公立大学法人に関する地方自治体からの要望について

〔大阪市立大学からの説明に対する質疑応答〕

(出資・長期借入)

- 国立大学と同様に民間金融機関からの借入及びベンチャー事業への出資を可能とした
いとのことだが、国立大学であっても文部科学大臣の関与があり、地方独立行政法人に
おける制度設計として設立団体の関与が全くないということはありません。自由度の拡
大と設置団体の関与をどう整理するかが課題。
→ 基本的には内部の組織でも十分チェックが働く仕組みとなっているが、国立大学と
並びの制度とするならば、設立団体の関与としては、評価委員会からの意見聴取、設
立団体の認可等の手続が考えられる。

(出資・長期借入・余裕金)

- 法人側からすると自由度の拡大となるが、設立団体側からすると逆の見方となる。こ
の件について、設立団体とのやりとりはあるのか。
→ 出資、長期借入については市の理解を得ている。余裕金の運用については法人で運
用できるのかと、市から懐疑的な意見をもらっている。

(長期借入)

- 中期計画の中で、施設整備の計画については記載されているが、そこでその財源につ
いて、民間金融機関から融資を受ける等を明確に記載し、設立団体の認可を受けるとい
う手続を取れば、個別に長期借入のための手続を定めなくてもよいのではないか。
→ 確かにそれも1つの手段。ただし、市側は単年度予算のため、現状では、中期計画
の6年間を完全にフィックスできていない状況。運営費交付金の額が確定しないこと
が法人としては懸念となっている。

(長期借入)

- 短期借入金については、借入金の限度額が中期計画の中で記載することが法定義務化
されているが、長期借入についてもその枠を設けるかどうかの一つの論点になるのでは
ないか。

(出資)

- ベンチャー企業への出資は、公立大学法人だからこそ積極的に地域の発展のために使
える制度なのではないか。

(余裕金)

- 余裕金の運用について、国立大学と同様にするという考え方も理解できるが、制約がある程度ないと法人がどこまでリスクを負うかが課題であり、監事や外部の監査法人からの一定の監視も必要。

(附属学校)

- 公立大学法人においては、附属学校の設置が認められていないため、公立大学の敷地内にある附属学校は県直営のままという歪んだ例もあり、一体的な運用を認めることは自然の流れ。病院を運営している公営企業型法人では看護学校を運営している例もあるので、公立大学法人が附属学校を設置することを検討するうえで参考になるのではないか。
- 大阪市では高校を多く持っており、公立大学法人の附属学校設置が認められれば、教育のバリエーションが増えるのではないか。

(出資)

- 国立大学法人がベンチャー企業に出資をして、万が一赤字になってしまった場合は、どのように処理していて、公立大学法人においてどのようにそれを応用できるのか。
- 国立大学法人では現金の支援ではなく、承認 TLO という組織を通して知財の運用、活用を図る形を取っている。ベンチャー企業に対しては、承認 TLO やベンチャーキャピタルを通じて出資することになるが、現状、公立大学法人ではその仕組みを利用することができない。公立大学法人においても、最低でもこういった組織を間に置くことで、ベンチャー企業への出資が可能となるようにしていただきたい。
- また、国立大学法人では、大学保有の知財をベンチャー企業が活用しようとしたとき、ベンチャー企業ではライセンス料を支払う資金力がないため、ライセンス料の代わりに株式を受け取っている。公立大学法人では、そのような形での企業支援ができないため、国と同程度のことはできるようにしていただきたい。

(出資)

- 国立大学においてもこのような制度は手探りで活用されているという認識がある。公立大学法人は、文部科学省と国立大学法人との関係に比べて、財政の透明度はかなり図られているので、制度を作ればうまくできるのではないか。
- 市立大学は他の大学とではなく、市の他の行政分野と競争し予算を取り合っており、首長の思い入れによって予算が変わる部分がある。国として公立大学の果たすべき役割をバックアップしていただくと、大学としては有り難い。

(出資・長期借入)

- 法人が出資及び長期借入を行う場合、設置団体が損失補償を行うスキームが含まれているのか。また、出資者責任を問われるようなことはないのか。
 - 地独法制度は、校舎の建設、補修にかかる費用は設立団体が持つことが前提とされていることを考えれば、公立大学法人として外部から長期借入を行うことができるようになった場合にも、長期借入に際して債務保証等を設立団体をお願いしていくことも考えられる。

[要望事項に関する事務局からの説明及び奥谷委員からの説明に対する質疑応答]

(長期借入)

- 法人が長期借入を行うことについて、最終的な責任は設立団体に及ぶ以上、首長の関与は必要であり、現行の仕組みで特段問題はないのではないかと思う反面、自主財源を確保するにあたり、リスクが少ない部分については、設立団体の長が関与する形である程度認めてもよいのではないか。

(出資)

- 公立大学法人についても一定程度出資のニーズはある。国立大学法人の承認 TL0 も制度開始以来時間が経っており、その評価をよく確認したうえで同じ規定をいれるかどうかの議論になる。ただその場合、国立大学法人では文部科学大臣の認可が必要になるため、同じ並びで公立大学法人においては設立団体が認可することになることも考えられるが、設立団体の自律的な判断に基づくこととしてもよいかは課題ではないか。

(出資)

- 大学が企業からライセンス料の代わりに株式を受け取ることについて、出資に該当しないということだが、それについて争いはないのか。
 - 文部科学省の通知で出資に該当しないとされており、それに基づいて運用されているが、出資そのものに該当するであろうという議論はあると思われる。

(余裕金)

- 余裕金の運用方法について、国立大学法人と公立大学法人で対象が異なるのは、国立大学法人の方が、平成 20 年の告示で幅広い有価証券を対象とするように後から変わったということか。

- 経営基盤の強化を図る観点から国立大学法人の運用方法が拡大された。
- 多くの国立大学法人では、かなり安全性の高い運用しか行っていない。制度上どこまで広げるのかと、運用上どこまで認められるのかは慎重に検討すべきではないか。
- 公立大学法人がリスクを見合いながらどこまで国立大学法人並みでよいのかという議論は必要だが、ある程度リスクの高い運用を制限することは求められる。

(長期借入)

- 長期借入は厳しく制限していても、単年度契約ながら長期間のリース契約は可能であり、潜在的にはリスクが高くなっている。大学の経営健全化の観点からどうしていくか考える必要がある。

(余裕金)

- リスクの高い運用まで認めることを考えている訳ではないが、一方で、国立大学法人との制度の違いを問われたときに、説明が難しいという事情もある。

(長期借入)

- 公立大学法人はPFI方式を使えるのか。
 - 設立団体である自治体がPFI方式で施設の整備を行っている例や公営企業型法人において病院をPFI方式で建設している例がある。

(附属学校)

- 公立大学法人における附属学校の設置について、同じ公立学校であるにもかかわらず、公立大学法人の附属になると教育委員会の所管から外れることが問題とされているが、公立大学法人として別法人を設立し、独自の仕組みを認めているところであり、阻害要因にはならないのではないかと。むしろ、公立大学法人の附属になることで職員が非公務員の扱いになり、教育委員会の通常の採用・異動では対応できないという人事的なところが問題なのではないか。